

呉羽セラミック株式会社 第12期決算公告

1.貸借対照表(平成19年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	83,031	流動負債	56,570
現金及び預金	36,864	買掛金	14,140
売掛金	21,059	短期借入金	24,100
たな卸資産	24,834	未払法人税等	1,171
貸倒引当金	△ 168	賞与引当金	3,359
その他	440	未払金	9,621
固定資産	31,558	未払消費税等	2,510
有形固定資産	23,820	その他	1,667
機械装置	22,626	固定負債	22,806
工具・器具・備品	1,171	退職給付引当金	22,806
その他	22	負債合計	79,377
無形固定資産	833	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,904	株主資本	35,211
保険積立金	6,904	資本金	30,000
		利益剰余金	5,211
		利益準備金	690
		その他利益剰余金	4,521
		退職準備積立金	1,000
		繰越利益剰余金	3,521
資産合計	114,589	純資産合計	35,211
		負債・純資産合計	114,589

(注)記載の金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

2.当期純利益 1,045 千円

3.重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準および評価方法

たな卸資産

原材料・貯蔵品…………… 先入先出法による原価法
製品・仕掛品…………… 総平均法による原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法
無形固定資産…………… 定額法

(3)引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職要支給額を計上しております。

(4)その他計算書類作成のための重要な事項

- ①消費税等の会計処理…………… 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
②連結納税制度の適用…………… 連結納税制度を適用しております。

(5)会計処理の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針)(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はなく、またこれまでの資本の部の合計に相当する金額は純資産の部の金額と同額であります。